

ふれあい保育

8月の予定 [9:00~12:00]
※予定は変更になることがあります。

親子活動日

1日(木)・5日(月) 夏まつりごっこ
8日(木)・19日(月)・22日(木) 水遊び
26日(月)・29日(木) 誕生会
(季節の製作)

開放日

6日(火)・7日(水)・13日(火)・14日(水)・15日(木)・20日(火)・21日(水)・27日(火)・28日(水)
2日(金)・9日(金)・16日(金)・23日(金)・30日(金)

のびのび遊ぶ自由時間が中心
サークル活動支援・開放日

☆子育てに関する電話相談、来園相談も受付中
【火・水・金曜日】0歳～就学前の子どもと保護者
【月曜日】0歳～1歳の子どもの保護者 【木曜日】2歳以上の子どもと保護者
▶問合先 子育て支援センター(中野幼稚園内) ☎88-4808 (9:00~12:00)

子育て支援室

子育て中のお母さん、これからお母さんになる妊婦さん、支援室に遊びに来ませんか。風の子保育園子育て支援室では、赤ちゃん体操や親子遊び、リズムや園庭遊び、そしてお散歩や園外遊びを親子で楽しんでいます。また、子育ての悩みや疑問を出し合える時間も大切にしています。きっと子育ての参考になりますよ。ぜひどうぞ！

曜	対象年齢
月	自由開放日 ※年齢を問わず自由に利用できます。
火	1歳児 ※令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの子ども
水	0歳児(後期) ※令和5年4月2日～はい出した赤ちゃん
木	0歳児(前期)・妊婦さん ※生後3カ月～まだはわかない赤ちゃん
金	2歳児 ※令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれの子ども

☆子育てに関する電話相談、来園相談も受け付けています。受付時間は12:30~14:00です。

▶申込・問合先 風の子保育園子育て支援室 ☎88-7655 (9:00~14:00)

47-5044

▼申請・問合先 役場子ども支援課 ☎

▼その他 現況届は、7月中旬に対象者へ通知

※児童の心身に一定以上の障がいがある場合の受給対象年齢は20歳まで。

▼支給額 支給額は所得(税法上とは別)に応じて決定

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給

▼認定後の届出義務 毎年8月に現況届を提出(手続きをしないと11月以降の支払は支給されず、届け出が2年間ない場合は資格喪失)

※生活状況が変わった場合も届出が必要です。

高校1年生相当年齢の人も本年度がラストチャンス！

①注意

子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種・助成金の申請は **3月31日** をもって終了

令和7年 **3月31日** をもって終了

計3回の接種を完了するには9月までに1回目を接種する必要あり

フリーランス・事業者間取引適正化等法

令和6年秋施行

厚生労働省ホームページ

子ども

▼対象 精神や身体に障がいがある20歳未満の児童を保護、監督する父か母(所得の多い方)、または父母以外で児童を養育している人

▼支給額(月額)

障害1級 5万5,350円
障害2級 3万6,860円

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給

※4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8~11月分)に手当を支給。

※受給者本人や配偶者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合あり。

▼請求に必要なもの 特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当用障害認定診断書または療育手帳、マイナンバーが分かるものなど

※認定請求書は役場子ども支援課にあります。

▼その他 すでに受給資格を持っている人は所得状況届の提出が毎年必要です。届け出がない場合、8月以降の手当は支給されません

▼申請・問合先 役場子ども支援課 ☎47-5044

47-5044

▼申請・問合先 役場子ども支援課 ☎

▼その他 現況届は、7月中旬に対象者へ通知

※児童の心身に一定以上の障がいがある場合の受給対象年齢は20歳まで。

▼支給額 支給額は所得(税法上とは別)に応じて決定

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給

▼認定後の届出義務 毎年8月に現況届を提出(手続きをしないと11月以降の支払は支給されず、届け出が2年間ない場合は資格喪失)

※生活状況が変わった場合も届出が必要です。

47-5044

▼申請・問合先 役場子ども支援課 ☎

▼その他 現況届は、7月中旬に対象者へ通知

※児童の心身に一定以上の障がいがある場合の受給対象年齢は20歳まで。

▼支給額 支給額は所得(税法上とは別)に応じて決定

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給

▼認定後の届出義務 毎年8月に現況届を提出(手続きをしないと11月以降の支払は支給されず、届け出が2年間ない場合は資格喪失)

※生活状況が変わった場合も届出が必要です。

47-5044

▼申請・問合先 役場子ども支援課 ☎

▼その他 現況届は、7月中旬に対象者へ通知

※児童の心身に一定以上の障がいがある場合の受給対象年齢は20歳まで。

▼支給額 支給額は所得(税法上とは別)に応じて決定

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給

▼認定後の届出義務 毎年8月に現況届を提出(手続きをしないと11月以降の支払は支給されず、届け出が2年間ない場合は資格喪失)

※生活状況が変わった場合も届出が必要です。

TOWN INFORMATION

ORA

情報広場

年金

国民年金保険料の追納の勧め

次のいずれかに該当する人は、国民年金保険料を満額納めた人より、将来受け取る年金額が少なくなります。

①国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある人

②納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある人

ただし、10年以内であれば保険料を追納し、受け取る年金額を増やすことができます。承認を受けた期間の翌年度から計算して3年度目以降に追納する場合、経過した年度数に応じて、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

▼問合先 太田年金事務所 ☎49-13716

退職(失業)による特例免除制度

国民年金に加入している人は月額1万6,980円(令和6年度の金額)の国民年金保険料を納めることとなります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料納付が免除される制度があります。

※特例免除制度は、退職(失業)月の前月から翌々年6月分まで利用可能。

※学生で国民年金保険料を納付することが困難な人は、学生納付特例制度を利用してください。

▼手続方法 所定の申請書に次のいずれか

生活困窮者就職相談会

町とハローワーク館林、社会福祉協議会では生活や就職に困っている人を対象に、合同相談会を開催します。

▼期日 8月1日(金)

▼時間 午後1時30分~3時

※相談時間は1回30分程度。

▼対象 町内在住の人

▼会場 役場会議室

▼申込方法 役場福祉介護課に電話または直接申し込む

▼申込期限 7月24日(金)

▼申込・問合先 役場福祉介護課 ☎47-5022

相談

生活困窮者就職相談会

町とハローワーク館林、社会福祉協議会では生活や就職に困っている人を対象に、合同相談会を開催します。

▼期日 8月1日(金)

▼時間 午後1時30分~3時

※相談時間は1回30分程度。

▼対象 町内在住の人

▼会場 役場会議室

▼申込方法 役場福祉介護課に電話または直接申し込む

▼申込期限 7月24日(金)

▼申込・問合先 役場福祉介護課 ☎47-5022

働く人を資金面でサポート

勤労者融資制度

町内の勤労者を対象に、必要な資金を融資する制度です。

▶問合先 役場商工振興課 ☎47-5010

	生活資金融資	住宅資金融資
対象者(全てに該当)	①同一事業所に1年以上継続して勤務している ②町内に1年以上在住して、町税を完納している	①町内在住または在勤 ②町内に自宅を建築または購入予定 ③町税を完納している
使用用途	医療費や冠婚葬祭費、教育費など	新築・改築・増築費用で、車庫や物置は対象外 ※現在居住する居宅の1/2以上で、33㎡を下回らない
融資額	1世帯100万円以内	500万円以内
融資利率	年2.5%	年2.3%
融資期間	5年以内	20年以内(返済年齢は満65歳まで)
申請先	群馬銀行邑楽町支店、東和銀行大泉支店、足利銀行館林支店、館林信用金庫邑楽町支店、足利小山信用金庫邑楽支店、中央労働金庫太田支店、邑楽館林農業協同組合(住宅資金融資のみ)	

※申請後には審査があり、審査結果によってはご希望に添えない場合があります。

納期限

国民健康保険税(1期) 7月31日(金)

介護保険料(1期) 7月31日(金)

後期高齢者医療保険料(1期) 7月31日(金)

固定資産税(2期) 7月31日(金)

今月の納税

▼申請・問合先 太田年金事務所 ☎49-13716、役場住民保険課 ☎47-5015

定例相談

法律相談(要予約・定員8人)

7月20日(土)・神谷弁護士
8月17日(土)・相澤弁護士
午後1時20分~4時、邑楽町役場
役場住民保険課 ☎47-5017

人権・行政相談

8月8日(木)、9月12日(木)
午後1時30分~4時・邑楽町中央公民館
青葉・福島・猿橋・関口・齊藤・小倉相談員
役場住民保険課 ☎47-5017

女性のための法律相談(要予約)

7月17日(水)・午後1時~5時
定員3人、邑楽町中央公民館
8月21日(水)・午後1時~5時
定員2人、コメ・エト千代田町プラザ
役場住民保険課 ☎47-5017

福祉相談(専用電話)

月~金曜日(祝日除く)
午前9時~午後4時
社会福祉協議会 ☎88-7620

緑の相談室(祝日、年末年始除く)

毎週木曜日・午前10時~午後3時
県森林公園「おうらの森」 ☎88-7188

消費生活相談(平日のみ)

午前9時~正午、午後1時~4時30分
町消費生活センター ☎47-5047

交通事故相談

平日・午前9時~午後4時
県交通事故相談所 ☎027-243-2511

年金相談(要予約)

7月18日(木)・午前10時~午後3時
館林市役所保険年金課 ☎47-5139

ストレス・こころの相談(要予約)

8月1日(木)・午後1時30分~3時
館林保健福祉事務所 ☎72-3230

自死遺族相談(要予約)

7月12日(金)、8月9日(金)・午前9時~
県こころの健康センター ☎027-263-1156

ひきこもりに関する相談

月~金曜日(祝日除く)午後1時30分~4時
ひきこもり支援センター ☎027-287-1121

小中学生に関わる教育相談

月~金曜日(祝日除く)
午前9時~午後5時
町教育相談室 ☎88-9779

9 | 2024 * JUL

ORA TOWN * Public Relations | 8

